

新庁舎の床面積については、基本指標に基づき
①「起債許可標準面積算定基準（総務省）」による算定方法と②「新営一般庁舎面積算定基準（国交省）」のほか③「他都市の事例」に基づく算定方法及び④「市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方」に基づく本庁舎面積の算定を参考に検討を行います。

【各基準による面積算定】

①起債許可標準面積算定基準（総務省）による面積算定

新庁舎の規模設定にあたり、起債許可標準面積算定基準を使用した算定した事務室などの面積は別紙①のとおりです。

※他市町村との比較のため面積は車庫なしで算定しています。

※当該基準には、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースは考慮されていません。

②新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）による面積算定

新営一般庁舎面積算定基準（地方大官庁（局）地方ブロック単位）に基づき算定した面積は別紙②のとおりです。

※他市町村との比較のため面積は車庫なしで算定しています。

※当該基準には、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースは考慮されていません。

③他の自治体の事例に基づく面積算定

過去 10 年程度、人口 3 万～9 万人程度の近隣自治体における新庁舎延床面積は別紙③のとおりです。

④市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費
の考え方に基づく本庁舎面積の算定

市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費
の考え方に基づく算定した面積は別紙④のとおりです。

以上の算定から庁舎の規模は概ね 10,000～
12,000 m²と想定します。

※起債許可標準面積算定基準（総務省）

総務省地方債同意等基準に定める庁舎標準面積算定基準のこ
と。平成 23 年度に廃止されていますが、新庁舎建設の規模算
定において、他市でも多く用いられているため、本検討におい
ても適用するものとします。

①

旧地方債同意等基準に基づく本庁舎面積の算定

室名区分		職員数 (人)	換算率 (基準値)	換算 職員数 (人)	(平成30年6月1日現在の職員数)	
					基準面積 (㎡)	必要面積 (㎡)
① 事務室	特別職	5.0	20.0	100.0		450.0
	部長・次長級	16.0	9.0	144.0	職員1人 あたり	648.0
	課長級	36.0	5.0	180.0		810.0
	係長級	145.0	2.0	290.0	4.5㎡	1,305.0
	一般職員（非正規含む）	241.0	1.0	241.0		1,084.5
小 計		443.0		955.0		4,297.5
② 倉庫		事務室面積×	13 %			558.7
③ 会議室、トイレ等		常勤職員数×	7.0 ㎡			3,101.0
④ 玄関、ホール、廊下、階段等		各室面積×	40 %			3,182.9
⑤ 車庫						
⑥ 議場、委員会室、控室等		議員定数×35.0㎡＝				770.0
		22 人×	35.0 ㎡			
合 計						11,910.1
車庫施設を除いた場合						11,910.1

- ※ 総務省が示す当該基準は、平成22年度をもって廃止されているが、今なお、多くの自治体において面積算定の参考とされている基準であることから、本庁舎規模の算定の参考とする。
- ※ 換算職員数は、人口5 万人以上50 万人未満の換算率を用いて算定した。
- ※ 当該基準は、市民交流や福利厚生など、特に、平成22年度以前の基準であることから、防災機能に関するスペースについて、近年の庁舎整備の例よりも少なく見積もる傾向となっている。
- ※ 当該基準には、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースは考慮されていません。

新営一般庁舎面積算定基準に基づく本庁舎面積の算定

室名区分		役職区分			(平成30年6月1日現在の職員数)	
		職員数 (人)	換算率 (基準値)	換算 職員数(人)	基準面積 (㎡)	必要面積 (㎡)
① 執 務 面 積	特別職	50	180	900		326.7
	部長・次長級	160		90	職員1人 あたり	522.7
	課長級	360	50	1800		653.4
	補佐級	580	25	1450	363㎡	526.4
	係長級	870	18	1566	(33㎡×11)	568.5
	一般職員(非正規含む)	2410	10	2410		874.8
小 計		4430		9566		3472.5
② 付 属 面 積	ア 倉庫	事務室面積(10%加算率)×13%= 9566人×3.3㎡×			13%	410.4
	イ 会議室等(大・中・小会議室)	職員100人当たり0.40㎡・10人増毎4㎡加算 4×40㎡+			4㎡	164.0
	ウ 電話交換室 (交換手休憩室、所要付属室を含む)	換算人員から回線数を求めて算出 換算人員＝95660人 回線数＝200				68.0
	エ 洗濯室	1人まで10㎡、1人増毎に3.3㎡加算(2人想定)＝ 10㎡+			3.3㎡	13.3
	オ 庁務員室(押入れ、跡込共)	1人まで10㎡、1人増毎に1.65㎡加算(0人想定) 6.5㎡～130㎡を標準とする				0.0
	カ 湯沸室	165㎡×(人数×1/3)を標準とし、65㎡を上限とする(0人想定)＝ 1.65㎡×300人×1/3				130
	キ 受付及び巡回室	全職員数による所要面積(150人以上は0.32㎡/人)＝ 443人×0.32㎡/人				141.8
	ク 便所及び洗面所	全職員数による所要面積(450人以上500人未満) 全職員150以上に設け、0.085㎡/人＝ 443人×0.085㎡/人				115.0
	ケ 医務室	全職員150以上に設け、0.085㎡/人＝ 443人×0.085㎡/人				37.7
	コ 売店	全職員数による所要面積(450人以上500人未満) 全職員数による所要面積(290人以上530人未満)				204.0
③ 設 備 関 係 面 積	サ 食堂及び喫茶店					39.0
	シ 理髪店					1,207.9
	小 計					547.0
	a 機械室①(冷暖房：一般庁舎)	有効面積(①+②)(3,000㎡以上5,000㎡未満) ＝4,680.4㎡				96.0
	b 電気室(冷暖房：高圧受電)	有効面積(①+②)(3,000㎡以上5,000㎡未満) ＝4,680.4㎡				0.0
④ 交 通 関 係 面 積	c 自家発電室	有効面積(①+②)(5,000㎡以上) ＝4,680.4㎡				643.0
	小 計					2,003.1
	④交通部分(玄関、広場、廊下、階段等)	1階等及び地下等には上記面積合計の35%、ただし必要に拠りて 40%可 (①(10%加算率)+②+③)×0.4＝ 5,007.6㎡×0.4＝				5.0
	i 自動車庫場	1,65㎡×人数 ＝1,65×3＝				5.0
	ii 運転手詰所					770.0
⑤ 非 重 量 面 積	小 計					8,101.4
	⑤議場、委員会室、控室等	新営基準該当なし・換算率基準に準ずる 議員定数×35.0㎡＝ 22人×35.0㎡				8,101.4
合 計		議員施設を除いた割合				8,101.4

※ 国交省が示す当該基準は、国交省管庁及び地方整備局等が庁舎施設の増設計画を実施するための基準であり、施設用途に応じて、利用者の利便性確保及び執務効率増進のために必要な施設の前掲を算出する基準。

※ 換算議員数は、「地方大官庁(局) 地方ブロック単位」換算率を用いて算定した。

※ 当該基準では、新聞記者室や印刷製本室、公衆室、休憩室、待合室、その他の室が必要な場合は、実情に即してその面積を算定し、有効面積に加算することを求めている。

※ 当該基準は、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースについて、近年の庁舎整備の例よりも少なく算出する傾向となっている。

他の自治体の事例に基づく面積算定

自治体名	完成年	人口 (人)	職員 数 (人)	延床面積 (㎡)	職員1人 当たり 面積 (㎡)	人口 当たり 面積 (㎡/100人)
四万十市 (高知県)	H22	38,000	255	9,500	37.3	25.0
阿波市 (徳島県)	H26	41,000	321	9,500	29.6	23.2
観音寺市 (香川県)	H27	60,000	330	9,500	28.8	15.8
洲本市 (兵庫県)	H29	45,000	344	10,000	29.1	22.2
阿南市 (徳島県)	H29	77,000	535	17,000	31.8	22.1
四国中央市 (愛媛県)	H30	90,000	438	13,000	29.7	14.4
香南市 (高知県)	H32 予定	33,000	306	7,800	25.5	23.6
坂出市 (香川県)	H32 予定	54,000	220	6,100	27.7	11.3
三好市 (徳島県)	H34 予定	29,000	300	8,000	26.7	27.6
平均					29.6	20.6
鳴門市 (徳島県)		58,206	443	11,990.4 (人口当たり)	~	13,112.8 (職員1人当たり)

市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方に基づく本庁舎面積の算定

市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方は、以下のとおり。

庁舎建替え事業費 × 標準面積 ÷ 新庁舎の面積

(※ 標準面積：入居職員数 × 35.3㎡ 又は 建替え前面積 のいずれか大きい面積)

ここでいう「入居職員」とは、建替え後の庁舎に入居する職員のうち、特別職や非正規雇用を除く一般職員（公営企業会計に属するものを除く。）を指します。

新庁舎への建替えにあたって、現在、職員を配置する本庁舎、共済会館、保険棟、教育委員会棟、うずしお会館及び水道会館の6庁舎などを集約すると仮定した場合、起債対象となる入居職員数は以下のとおり。（平成30年6月現在）

所 属	新庁舎への 入居者総数	起債対象 となる 入居職員数	所 属	新庁舎への 入居者総数	起債対象 となる 入居職員数
企画 総 務 部	106人	81人	消 防 本 部	－	－
市 民 環 境 部	57人	44人	企 業 局	19人	－
健 康 福 祉 部	113人	76人	教 育 委 員 会	46人	37人
経 済 建 設 部	86人	55人	各 特 別 委 員 会	16人	13人
			合 計	443人	306人

よって、市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方に基づいた場合、

新庁舎の標準面積は、 10801.8 ㎡となります。
(306人 ×35.3㎡＝ 10801.8 ㎡)

※「新庁舎への入居者総数」は、特別職や非正規雇用を含む総数をいう。